

総務部 令和5年度事業計画

基本方針

- 1 事務局の機能のさらなる充実と事務処理の合理化・迅速化を行う。
- 2 事務局内の新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ感染状況を注視しながら、事務局運営を行う。
- 3 事務局職員の事務処理の合理化・迅速化を図るため、電子メールによる資料の配布を希望する会員がさらに増加するよう努める。
- 4 司法書士による不祥事により、市民の司法書士に対する信頼が揺らがないよう、当会に寄せられた苦情の対応を適切に行う。
- 5 非司法書士による登記業務への参入が、不動産登記制度や商業・法人登記制度への市民の安心や信頼に影響を及ぼす懸念があることから、当会ホームページ等による情報収集を継続し、対策を検討する。

第1 事務局機能の適正化と、事務処理の合理化

- 1 事務局のさらなる事務処理の効率化・迅速化に努め、業務内容の充実を図るために必要な方策を実施する。
特に会員へ配布する大量の資料の印刷及び梱包が事務処理の効率化・迅速化の弊害となっていることから、電子メールによる資料の配布を希望する会員が全会員となるよう努める。
- 2 コンピュータソフトウェアの活用による能率化を含め、合理化に努める。

第2 苦情対応

市民の司法書士に対する信頼が揺らがないよう、当会に寄せられた苦情の対応を適切かつ迅速に行うよう努める。

第3 非司法書士活動への対策

司法書士法施行規則第41条の2の施行に伴い、法務局からの要請、また、一昨年度創設した当会ホームページにより情報提供があれば、速やかに調査を行う等、非司法書士活動の情報収集と対策について非司法書士排除委員会の事業の拡充を図る。また、対外的な広報や申し入れ等を必要に応じて行っていく。

第4 会則等の改廃に伴う事項

- 1 会則、規則、規程の適切な運用を行う。
- 2 規則、規程の検討と制定を行う。

第5 制度振興対策

- 1 公益社団法人富山県公共嘱託登記司法書士協会へ必要に応じて助言を行う。
- 2 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部へ必要に応じて助言を行う。
- 3 日本司法書士政治連盟富山会へ必要に応じて助言を行う。
- 4 司法書士法改正に関する研修会を必要に応じて開催する。

第6 関連団体との情報交換・交流など

- 1 日本司法書士会連合会中部ブロック会
- 2 4団体連絡協議会（公益社団法人富山県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部、日本司法書士政治連盟富山会及び当会）
- 3 富山県士業懇話会
- 4 裁判所
- 5 法務局
- 6 富山県宅地建物取引業協会、金融機関

第7 その他

- 1 会則等の改正等に迅速に対応するため、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 当会図書室の在庫管理データベースの更新、使い勝手や運用方法の改善等について検討する。
- 3 印刷経費削減のため、各種印刷物（会員名簿、各種文書等）のペーパーレス化を検討する。
- 4 富山県と一昨年締結した、「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」に関して、富山県と当会とで情報交換を行う。

企画部 令和5年度事業計画

基本方針

司法書士の職務の高度化かつ専門化に対応すべく、具体的かつ実務的な研修を行う。
特定の時期に研修会が集中することがないように配慮する。

集合形式研修に加え、WEB配信研修を開催することとし、会員が研修を受講しやすい環境を整える。

富山県司法書士会研修規則の改正により、会員には12単位以上（8単位以上は甲類によるものとし、そのうち2単位以上は倫理研修によるものとする）の研修単位の取得義務が課されているため、各会員のより一層の研修単位取得促進を図る。

集合形式による研修会の資料については、可能な限り事前に受講会員に電子メールで送信し、各自プリントアウトしたものを研修会に持参していただくことを原則とする。資料の配布を希望される会員に対しては、有償にて配布する。

第1 研修会の実施等

1 研修委員会の活動

- (1) 司法書士業務に関する研修会の開催
- (2) 司法書士制度及び司法書士の執務全般に関する研修会の開催
- (3) 近時改正予定の法律に関する研修会の開催
- (4) 倫理研修の開催

2 業務研究委員会の活動

司法書士業務及びその付随業務、司法書士制度並びに司法書士の執務に関する調査研究

3 年次制研修の開催

4 中部ブロック新人研修会等への講師派遣

5 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部との共催による研修会の実施

6 新人のための配属研修の実施

7 新入会員研修プログラムの実施

第2 単位制研修制度における12単位以上の単位取得の促進

1 WEB配信研修を実施する

2 日司連研修情報システムのeラーニング・研修ライブラリの利用を促進する

3 インターネット同時配信研修への参加

第3 空き家・所有者不明土地問題対策

空き家・所有者不明土地問題対策に関する研究、会議への参加提言、相談会へ

の相談員派遣、その他の活動を必要に応じて実施する

第4 支部研修会への助成

広報部 令和5年度事業計画

基本方針

司法書士制度や司法書士の業務内容について、広く市民に認知されるよう各種メディアを活用して、広報活動を行う。

本年度開催が予定されている各相談会の開催告知の案内は、プレスリリース、ホームページ、ツイッター、新聞広告、チラシ（回覧板）を主体に行っていく。

市民を対象とした出張法律講座について広報し、申し込みがあった場合は講師派遣等を行う。

引き続き法教育推進委員会を設置し、主に高校生を対象とした法教育事業を推進する。

日本司法書士会連合会と連携して相続登記義務化に向けた相続登記促進事業に関連した広報を行う。

第1 対外広報活動

- 1 「相続に関する相談会」（8月）の広報
- 2 「法の日司法書士法律相談会」（10月）の広報
- 3 日本赤十字社富山県支部と富山県司法書士会との協働セミナー・相談会（11月）の広報
- 4 「労働相談会」（11月）の広報
- 5 「相続登記・遺言・後見の相談会」（2月）の広報
- 6 司法書士制度並びに業務内容についての広報
- 7 富山県司法書士会総合相談センターについての広報
- 8 相続登記義務化に向けた相続登記促進の広報

第2 会務通信の発行

年3回（6月、10月、2月）、会務通信を発行し、会員に対して当会の情報を伝える。

第3 ホームページ及びツイッターの更新

ホームページ及びツイッターを活用し、市民に対しては、相談会の情報等富山県司法書士会をPRできるような情報発信するとともに、会員に対しても研修会の情報等有益な情報を提供するように随時更新する。総合相談センターの面談相談会の予約がホームページからできるようになったことをPRする。

第4 出張法律講座

出張法律講座の依頼があった場合は講師を派遣し、職能を生かした市民への情

報提供や司法書士制度に関する広報活動の一環とする。

第5 法教育事業

前年度に引き続き法教育推進委員会を設置して、主に高校生を対象とした法律講座等を提供できる環境を整え、法教育活動を実施する。今年度は、新型コロナウイルスの拡大前に好反応があった私立高校2校へ法律講座の開催をお願いする。また、公立高校に対して来年度の実施に向けて法律講座の内容等をPRする。

第6 グーグル検索広告等SNSでの広告配信

SNSを活用し、司法書士の認知度向上のためのPRや相談会の情報等を配信する。

相談事業部 令和5年度事業計画

基本方針

- 1 総合相談センターについては、相談員の拡充に努めるとともに、対応力の向上を図るための研修会を開催し、市民にとって、総合相談センターがより利用しやすい機関となるように努める。
- 2 相続に関する相談が増加傾向にあることに加え、令和6年4月、相続登記の義務化が開始されることから、さらなる増加が予想される相談に対応するための体制を構築する。
- 3 日本司法書士会連合会が進める司法書士総合相談センター相談受付・管理システムを導入し、相談会のWeb予約受付、ZOOMを利用した相談、電子相談票に対応する。
- 4 市民がスムーズに法的サービスを受けられるように、関係団体との連携を強化する。関係団体が企画した合同相談会等の事業への協力要請に積極的に対応する。
- 5 司法書士の専門性を活かした各種相談会を開催し、各支部とも今後のより良い相談会を行うため協議を行う。

第1 相談活動

- 1 富山県司法書士会総合相談センターによる常設電話・面談による相談受付
- 2 相続に関する相談会（8月）の開催
- 3 法の日司法書士法律相談会（10月）の開催
- 4 日本赤十字社富山県支部と富山県司法書士会との協働セミナー・相談会（11月）の開催
- 5 職場のトラブルに関する相談会（11月）の開催
富山県社会保険労務士会との共催を検討する。
- 6 相続登記・遺言・後見の相談会（2月）の開催
- 7 その他必要に応じた相談会の開催

第2 他団体との連携

関係団体が企画した会議や情報交換会等への出席

第3 相談員の派遣

関係団体が企画した合同相談会等への相談員の派遣

第4 研修会の開催

必要に応じた研修会の開催

